

道央廃棄物処理組合財政事情説明書の作成及び公表に関する条例

(平成26年4月11日条例第19号)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第243条の3第1項の規定による文書の作成及び公表に関し必要な事項については、財政事情説明書の作成及び公表に関する条例（昭和23年千歳市条例第12号）の規定を準用する。この場合において、同条例の規定中「市」とあるのは「道央廃棄物処理組合」と、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。